

定期講習の受講について

一級建築士・二級建築士・木造建築士の定期講習

建築士法の規定により、建築士事務所に所属する全ての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年ごとに受講しなければなりません。受講期限内に受講しない場合は、戒告処分等の対象となります。

<受講期限について>

①受講経験がある場合

- ・前回受講した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日が受講期限。

②受講経験がない場合

- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年後の3月31日までが受講期限。
- ・建築士試験に合格した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算し、3年を超えた日以降に所属建築士になった場合は、遅滞なく定期講習を受けなければなりません。

構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

受講期限内に受講しない場合は、

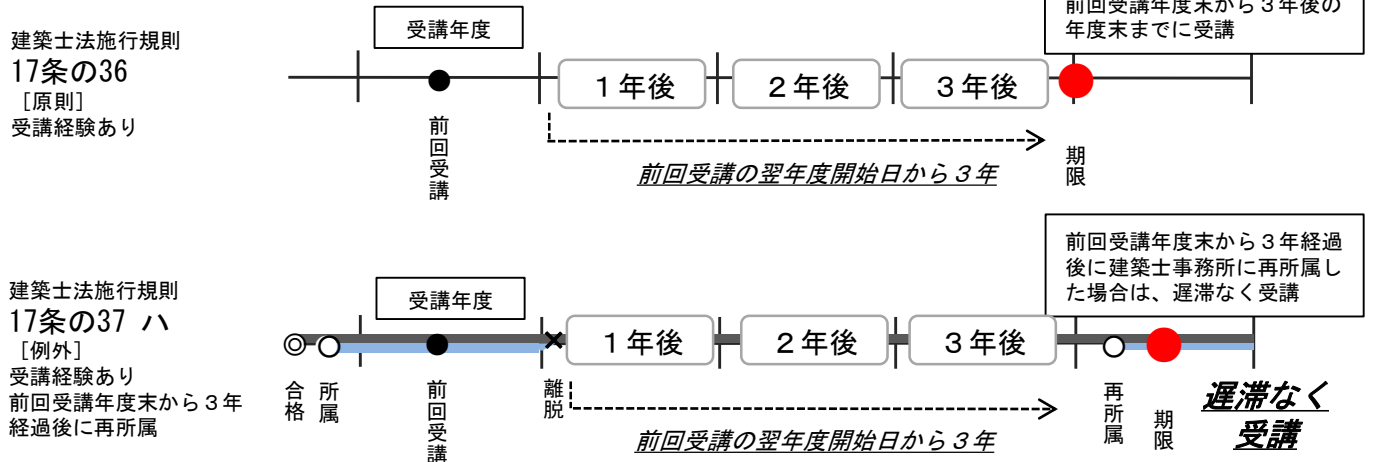
戒告又は2か月間の業務停止処分の対象となります。

- ・これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かにかかわらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。
- ・受講期限は、構造/設備設計一級建築士証の交付を申請するに当たり、受講した構造/設備設計一級建築士講習又は構造/設備設計一級建築士定期講習を修了した年度の翌年度の開始日（4月1日）から起算して、3年後の3月31日までが受講期限。

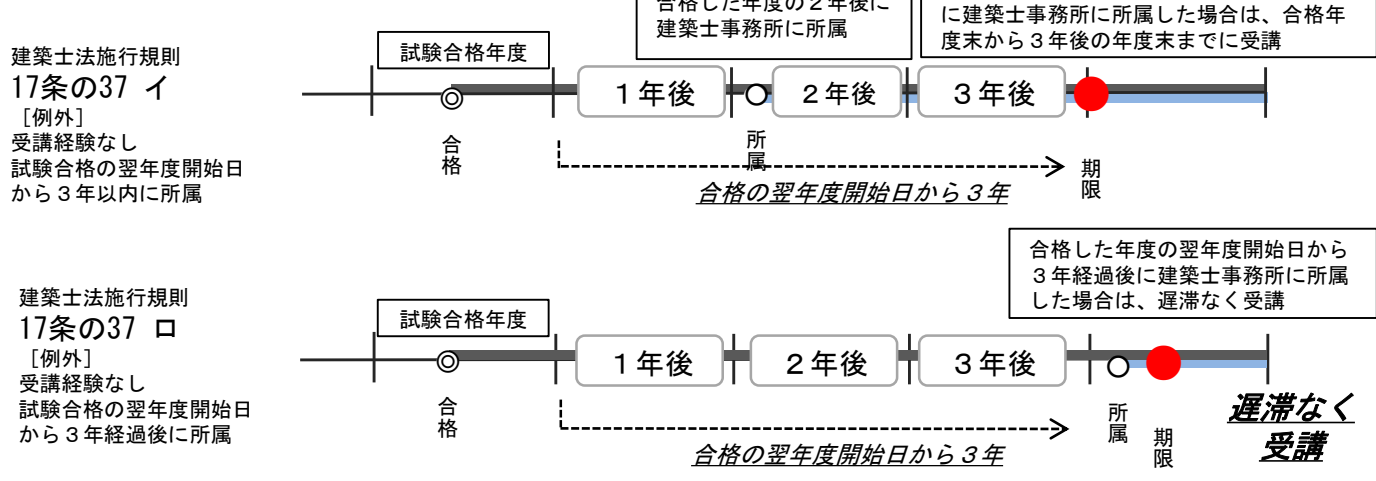
※ 申込み・講習に関する問合せについては、各登録講習機関へ直接連絡してください。

受講期限

受講経験がある方の場合



受講経験がない方の場合



定期講習の受講期限一覧

受講した年月日 建築士試験に合格した日	次の受講期限
平成29年4月1日～平成30年3月31日	令和3年3月31日
平成30年4月1日～平成31年3月31日	令和4年3月31日
平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和5年3月31日
令和2年4月1日～令和3年3月31日	令和6年3月31日

登録講習機関一覧

講習機関名	実施している講習	電話番号・ホームページ	兵庫県内での実施
(公財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	03-6261-3310 http://www.jaeic.or.jp/	○
(株)日建学院	一級、二級	03-3988-6432 http://www.nik-g.com/	○
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	http://www.jfs2001.com/	
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級	03-3340-3081 http://www.shikaku.co.jp/	○
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	http://www.bvjc.com/	
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	一級、二級、木造	http://www.doken-atec.jp/	
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	http://kenchikushiencenter.jp/	
(株)ERIアカデミー	一級、二級、木造	03-5775-7848 http://www.a-eri.co.jp/	○
(株)確認サービス	一級、二級、木造、 構造一級、設備一級	http://www.kakunin-s.com/	
TAC(株)	一級、二級	http://www.tac-school.co.jp/	

講習の日程、会場、申込み等については、上記の講習機関に直接、問い合わせてください。

よくあるQ&A

Q. 先日建築士事務所に所属したのだが、受講期限を超えてしまっている。どうしたらよいか？

A. 遅滞なく受講してください。

Q. 管理建築士講習を受講した場合でも、定期講習の受講は必要か？

A. 管理建築士講習を受講済みであっても、これとは別に3年ごとの定期講習の受講が必要です。

Q. 設計や工事監理を行わない場合でも、定期講習の受講は必要か？

A. 事務所経営に専念していたり、単なる庶務的な事務のみに従事したりするなど、建築士の資格を活用して設計・工事監理等の業務を全く行わない場合で、かつ、所属建築士として登録されていないのであれば、定期講習は受講しなくてもよいこととなっています。

このチラシに関する
問合せは・・・

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課 管理班
TEL 078-341-7711 (内線4713・4715)
E-mail kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp